

平成18年4月25日
独立行政法人海洋研究開発機構

JAMSTECベンチャー支援制度の発足について

海洋研究開発機構（理事長 加藤康宏）は、これまでも研究成果の活用等に鋭意取り組んできたところですが、一層の知的財産の活用を進めるため、JAMSTECベンチャー支援制度を発足させました。

本制度により当機構の研究成果が社会・経済の発展、イノベーションの創生に活用されることを期待しています。

1. JAMSTECベンチャー支援制度の概要

当機構の知的財産を活用して事業を行うベンチャー企業等（ただし、設立中又は設立後5年以内のものに限る）からの申請に基づき、以下の優遇措置を講ずることにより、事業活動の支援をいたします。認定期間は原則5年間です。

- 知的財産に対する独占的通常実施権の付与
- 研究施設等の使用料減免、等
([詳細については別紙参照](#))

2. 申請方法

JAMSTECベンチャー支援制度は、平成18年4月25日より申請受けを開始します。支援制度の概要、JAMSTECベンチャー認定申請書は当機構のホームページの特許情報 (<http://www.jamstec.go.jp/jamstec-j/patent/index.html>) よりダウンロードできます。

(参考)

平成18年4月1日現在の当機構保有国内特許状況： 登録48件（国外5件）
(詳細は上記ホームページ参照)

【お問い合わせ先】

経営企画室 評価交流課長 竹田 健児
TEL 046-867-9230
経営企画室 報道室長 大嶋 真司
TEL 046-867-9193

(別紙)

JAMSTECベンチャー支援制度の詳細情報

1. 認定要件

(1) 当機構における研究成果の実用化の促進を事業内容に含み、当機構の研究成果を広く社会に

- 普及・還元する責務の履行に貢献できることが確認できること。
- (2) 企業として存続していくに足りる明確な事業計画
(ビジネスプラン、実用化までの作業計画、市場調査等を含む)を有すること。
 - (3) 設立中又は設立後5年以内のベンチャー企業等に限る。

2. 支援措置

ベンチャー企業等の希望に基づき、以下の優遇措置の一部又は全部を講ずることができる。

- (1) 特許権等の実施許諾における優遇措置
 - ・ベンチャー企業等に対する独占的通常実施権の付与又は、部分的専用実施権(同業種の他企業への実施権の許諾をしない等)を付与すること
 - ・契約一時金を免除すること、等
- (2) 共同研究等における優遇措置
 - ・当機構との共同研究等において業務の遂行に支障がない範囲で、必要なスペース、研究設備等を廉価で使用することを認めること、等
- (3) 研究施設等の利用における優遇措置
 - ・機構の研究施設内にベンチャー企業等の住所を置くことを認めること
 - ・機構が保有する研究施設等を廉価で使用することを認めること
- (4) その他優遇措置
 - ・ベンチャー企業等に所属する研究者の技術研修の支援等

3. 認定期間

5年間(ただし、必要な場合は10年まで延長可能)

また、5年の間に製品化又は収益が計上された場合等はその時点で終了。

以上